

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和元年度第4／四半期(令和2年1月～令和2年3月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名 (法人にあつては 代表者名) 法人番号	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行った主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (所管局)
令和2年5月12日	吉福善丸	貨物船兼 砂利石材 運搬船	寿海運有限公司 (法人番号: 5480002 010440) 代表取締役 吉永利之	徳島県 鳴門市	令和2年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> 発航前検査の実施に関する違反 航海当直基準に従った適切な航海当直の実施に関する違反 	戒告処分 (船員法第8条、 同第14条の4 等)	四国 運輸局

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

※公表内容に関する問い合わせ先(管轄局)

四国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官

電話087-802-6830